

調相運転契約書【標準契約書】

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、平成30年9月3日に乙が公表した平成30年度調相運転募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承認のうえ甲が乙の供給区域における電圧を一定範囲に維持するための調相運転を乙に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（調相運転）

第1条 甲は、別紙の発電設備（以下「契約電源」という。）を用いて、乙に対して調相運転の提供を行うものとする。

2 本契約において、調相運転とは、本契約第4条で定める受電地点において、有効電力の供給または吸収を行うことなく（無効電力の供給または吸収に必要な有効電力の吸収を除く。）無効電力の供給または吸収を行う機能をいう。

（送電上の責任分界点）

第2条 送電上の責任分界点は、契約電源ごとに別紙のとおりとする。

（財産分界点および管理補修）

第3条 財産分界点は、契約電源ごとに別紙に定めるものとし、この分界点より甲側（契約電源側）については甲が、乙側については乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者が異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

（定格出力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数）

第4条 契約電源の定格出力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数は別紙のとおりとする。

（設備要件）

第5条 甲は、契約電源について、水力発電設備の水車の空転状態において力率調整を行うことにより、無効電力調整が可能な機能を保有するものとする。

（運用要件）

第6条 甲は、契約電源について次の各号の運用要件を満たすものとする。

（1）甲は、契約電源に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。

(2) 甲は、契約電源の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。

(3) 甲は、乙が契約電源の停止時期の変更を希望した場合、その協議に応じること。

(料金)

第7条 調相運転の提供に係る料金は、契約電源ごとに甲乙協議によりその金額を決定のうえ、すべての契約電源につき合計した金額とする。

2 調相運転の提供に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。

(料金の支払い)

第8条 甲は、料金に、本契約第16条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額（ただし、事業税相当額は、甲の事業税の課税標準が収入金額による場合で、かつ、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。）を、当該料金算定期間の翌々月15日までに請求書により乙に請求するものとし、乙は同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が同月16日以降であった場合は、乙は、請求書受領後10日以内（ただし、請求書受領後10日目の日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日まで）に甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の支払いを支払期限日までに行わなかった場合、支払期限日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税等相当額および事業税相当額は含まない。）に対して、年10パーセント（閏年についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。

(調相運転の提供期間および契約の有効期間)

第9条 本契約にもとづく甲から乙への調相運転の提供期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、提供期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの申し出がない場合は、さらに1年間同一条件で提供期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第10条 甲または乙は、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希

望する場合、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議のうえ合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲および乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しない場合、相手方に対して、書面をもってその履行を催告し、その後10日を経過しても相手方が当該義務を履行しなかったときには、本契約を解除することができるものとする。

2 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方に対し書面により通知して、本契約をただちに解除することができるものとする。

(1) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合、または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合

(2) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法令にもとづく手続（以下総称して「倒産手続」という。）開始の申立てを受け、または自ら倒産手続の申立てをし、もしくは解散の決議を行った場合

(3) 本契約における重大な義務違反があった場合

3 乙は、甲が故意または重過失により調相運転の全部または一部の提供を停止した場合は、本契約をただちに解除することができるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第12条 本契約の解約または解除により、その責めに帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責めに帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第13条 甲は、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ乙に書面によりその旨を通知し、乙の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 乙は、甲が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 乙は、甲が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに定める行為をした場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4 甲は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を乙に報告し、乙の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 5 甲が前項の規定に違反した場合は、乙は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- 6 乙が本条第1項、第2項または前項の規定により本契約を解除した場合、甲は、解除により乙に生ずる損害を賠償するものとする。なお、この場合、甲は、解除により自己に生ずる損害の賠償を乙に請求することができないものとする。

(損害賠償)

第15条 甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により、相手方または第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第16条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第17条 本契約において、料金の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額、消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第18条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第19条 本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第20条 甲および乙は、本契約の内容ならびに本契約の締結および履行に際して知り得た相手方の情報について、本契約の有効期間中はもとより、有効期間満了または解除等による終了後においても、第三者に対して開示してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合は、この限りでない。

2 前項の相手方の情報には、次の各号のいずれかに該当するものは、含まれないものとする。

- (1) 本契約の締結前から既に自ら保有していたもの
- (2) 本契約の締結後に自らの責めによらず公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務なく入手したもの
- (4) 相手方の情報を使用もしくは参照することなく独自に開発したもの

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等(以下「申合書等」という。)によるものとする。

2 本契約および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，本契約締結の証として，本書2通を作成し，甲乙双方記名押印のうえ，各自その1通を保有する。

平成□□年□□月□□日

甲 ○○県○○市○○町○○番
○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○

乙 愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員

別紙. 契約電源一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	定格出力 (kW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点 (送電上の責任分界点・財産分界点)
〇〇発電株式会社	〇〇火力発電所	〇〇県〇〇市〇〇区 ××町	1号系列1軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	〇〇変電所の275kV母線側断路器と発電機の遮断器との接続点 (GISスペーサー)
			1号系列2軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			1号系列3軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			2号系列1軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			2号系列2軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			2号系列3軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
	●●火力発電所	〇〇県〇〇市●●区 ××町	1号系列1軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	●●変電所の275kV母線側断路器と発電機の遮断器との接続点 (GISスペーサー)
			1号系列2軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			1号系列3軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			1号系列4軸	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
	▲▲火力発電所	〇〇県〇〇市▲▲区 ××	1号機	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	▲▲線の地中引込線終端接続部リード線と発電所断路器の引込線側接続点
			2号機	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
	■■火力発電所	〇〇県■■市××	1号機	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	■■線の架空引込線と発電所の連系設備壁抜ブッシングとの接続点
			2号機	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			3号機	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			4号機	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			5号機	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
			6号機	〇〇	275	95	交流三相3線式	60	
	□□火力発電所	〇〇県□□市××	1号機	〇〇	500	95	交流三相3線式	60	□□線の架空引込線と発電所の連系設備壁抜ブッシングとの接続点
			2号機	〇〇	500	95	交流三相3線式	60	
3号機			〇〇	500	95	交流三相3線式	60		
4号機			〇〇	500	95	交流三相3線式	60		